

大牟田市物品の買入れ及び製造の請負並びに不用品の売払い契約に係る業者の選定要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、本市が発注する物品の買入れ及び製造の請負並びに不用品の売払い契約（以下「市発注物品等契約」という。）に係る業者について、競争入札等の参加者の選定基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本的選定基準)

第2条 競争入札等の参加者の選定（以下「参加者選定」という。）は、競争入札参加資格者名簿に登録された者（以下「名簿登載者」という。）のうちから行う。

2 参加者選定に当たっては、原則として市内業者を優先するものとする。ただし、必要に応じて準市内業者、県内業者、県外業者の順に選定することができる。

3 前項の市内業者、準市内業者、県内業者及び県外業者とは、次の者をいう。

- (1) 市内業者 市内に本店又は本社（以下「本店等」という。）を有する者
- (2) 準市内業者 市内に支店又は営業所等（以下「支店等」という。）を有する者
- (3) 県内業者 県内に本店等又は支店等を有する者。ただし、前2号に掲げる者を除く。
- (4) 県外業者 県外に本店等又は支店等を有する者

4 参加者選定は、参加者名簿の種目区分に応じて行うものとする。ただし、当該種目区分から業者を選定することが困難なとき、その他特別な事情があるときは、該当する種目区分以外の種目区分から参加者選定を行うことができるものとする。

5 参加者選定は、原則として別表に掲げる事項を勘案して行うものとする。

(選定業者数)

第3条 参加者選定の業者数は、1件当たりの購入予定額に応じ、次の各号に掲げる数とする。ただし、特別な事情があるときは、この限りでない。

- (1) 80万円を超え1千万円未満の場合 5者以上
- (2) 1千万以上の場合 8者以上

(選定の特例)

第4条 次の各号に該当する場合で特に必要と認めるときは、第2条第1項の規定にかかわらず、名簿登載者以外の者を選定することができる。

- (1) 特殊な技術又は経験を必要とする物品
- (2) 遠隔地において購入する物品
- (3) 災害等において緊急を要する物品
- (4) 前各号に掲げる物品のほか、名簿登載者以外の者から購入する必要があると認められる物品

(指名の停止)

第5条 指名の停止基準については、「大牟田市指名停止等措置要綱」を準用するものと

する。

(随意契約の業者選定)

第6条 この要領は、随意契約に係る業者選定について準用するものとする。

付 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成28年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の大牟田市物品の買入れ及び製造の請負並びに不用品の売払い契約に係る業者の選定要領の規定は、施行日以後に大牟田市物品の買入れ及び製造の請負並びに不用品の売払い契約に係る競争入札参加者資格（平成23年告示第203号。以下「告示」という。）の規定により、競争入札参加者の資格審査の申請をする者について適用し、施行日前に告示の規定により競争入札参加者の資格申請をした者については、なお従前の例による。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

選定基準事項	運 用 基 準
1 不誠実な行為の有無	次のいずれかに該当する場合は指名しないこと。 (1) 「大牟田市指名停止措置要綱」に基づく指名停止期間中であること。 (2) 指名停止基準の措置要件に該当する事実が判明し、当該事実に基づき、過去の類似事例において指名停止を行ったことがあることから契約の相手方として不相当であると認められること。 (3) 法令違反により当該法令の規定による処分を受け、当該処分に基づく措置期間中であること又は当該法令違反の状態が是正されていないことから、契約の相手方として不相当であると認められること。 (4) 市発注物品等契約に関し、契約書に基づく指示に従わない等契約の履行が不誠実であることから、契約の相手方として不相当であると認められること。 (5) 暴力団が実質的に経営を支配し、又は経営に介入するおそれがあることから契約の相手方として不相当であると認められること。
2 経営状況	破産法（平成16年法律第147号）に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て等がなされた場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が極めて不安定である場合は、指名しないこと。

<p>3 契約内容に適した専門性及び技術的適性</p>	<p>以下の事項に該当するかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該市発注物品等契約と同種契約についての履行実績があること。</p> <p>(2) 当該市発注物品等契約の履行に必要な技術的水準と同程度と認められる技術的水準の契約履行の実績があること。</p> <p>(3) 契約の性質又は目的により、その履行について法令の規定により官公署の許可又は認可を必要とするものにあつては、当該許可又は認可を受けていること。</p>
<p>4 手持契約状況</p>	<p>(1) 市発注物品等契約について、正当な理由がなく履行が遅延している場合は、当該契約の履行が完了するまでは指名しないこと。</p> <p>(2) 手持契約状況からみて、市発注物品等契約を履行する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
<p>5 代理店又は特約店の状況</p>	<p>市発注物品等契約に関し、代理店又は特約店との取引をすることが契約上有利であると認められる場合は、当該物品の取引に係る代理店又は特約店であるか否かを勘案すること。</p>
<p>6 その他市長が特に必要と認める事項</p>	<p>(1) 市発注物品等契約に関し、市又は市長との裁判が係属中であること又はその他の場合により、市と業者間の信頼関係を確保することが困難で、契約の相手方として不適當であると認められる場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 以上に掲げるもののほか指名に当たって特に考慮すべき事項がある場合は、指名しないこと。</p>